

掲載内容

序章 考え方と傾向

- 1 全体的な考え方
- 2 第1章における傾向
- 3 第2章における傾向
- 4 第3章における傾向

第1章 認知症が軽度～中等度の場合

- 第1 遺言能力が認められた事例
- 第2 遺言能力が認められなかった事例

第2章 認知症が中等度～重度の場合

- 第1 遺言能力が認められた事例
- 第2 遺言能力が認められなかった事例

第3章 認知症の程度が不明な場合

- 第1 遺言能力が認められた事例
- 第2 遺言能力が認められなかった事例

● 内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

内容見本 (B5判縮小)

インデックス

インデックス

序章 考え方と傾向	ページ
1 全体的な考え方	3
2 第1章における傾向	5
3 第2章における傾向	6
4 第3章における傾向	8

第1章 認知症が軽度～中等度の場合

第1 遺言能力が認められた事例

No.	裁判所 判決年月日	スケール 重複	スケール の点数	スケール 以外も重複	内容の 単純性	動機 の合理性	後見審判 等の影響	遺言の 種類	ページ
[1]	東京地裁 平24・7・6	○	HDS-R 15	○	○	○	×	公正 証書	13
[2]	東京地裁 平27・3・25	○	MMSE 28	—	○	○	×	自筆 証書	16
[3]	東京地裁 平27・6・24	○	MMSE 20	—	○	○	—	自筆 証書	20
[4]	東京地裁 平29・2・22	○	HDS-R 13	○	○	○	—	公正 証書	23
[5]	東京地裁 平30・7・19	○	HDS-R 16	—	○	—	○	自筆 証書	26
[6]	東京地裁 平31・1・18	○	HDS-R 14	—	○	○	×	公正・ 自筆	30
[7]	東京地裁 令元・8・23	○	HDS-R 十 五台 後半	○	○	○	—	自筆 証書	34
[8]	東京地裁 令元・11・18	○	MMSE 15, HDS-R 14	○	○	○	×	公正 証書	36
[9]	東京地裁 令2・6・12	○	NHSS 0	○	—	—	—	公正 証書	42
[10]	東京地裁 令2・8・13	○	MMSE 17	○	○	○	○	自筆 証書	45

インデックス

No.	裁判所 判決年月日	スケール 重複	スケール の点数	スケール 以外も重複	内容の 単純性	動機 の合理性	後見審判 等の影響	遺言の 種類	ページ
[11]	東京地裁 令2・9・15	○	HDS-R 14-16, MMSE 18	○	○	○	×	自筆 証書	49
[12]	東京地裁 令2・10・8	○	HDS-R 17	○	○	○	×	公正・ 自筆	52
[13]	東京地裁 令3・3・17	○	HDS-R 24	○	○	○	—	自筆 証書	55
[14]	東京地裁 令3・3・25	○	HDS-R 23.5	○	○	○	—	自筆 証書	58
[15]	東京地裁 令3・4・21	○	HDS-R 15	○	○	○	—	公正 証書	61
[16]	東京地裁 令3・7・6	○	HDS-R 15	○	○	○	—	公正 証書	64
[17]	東京地裁 令3・7・9	○	MMSE 20	—	○	○	×	公正 証書	67
[18]	東京地裁 令3・7・14	○	HDS-R 19, MMSE 20	—	○	○	—	公正 証書	70
[19]	東京地裁 令3・7・16	○	HDS-R 20 その後12	○	○	—	—	自筆 証書	73
[20]	東京地裁 令4・1・28	○	HDS-R 15	—	○	○	—	公正 証書	76

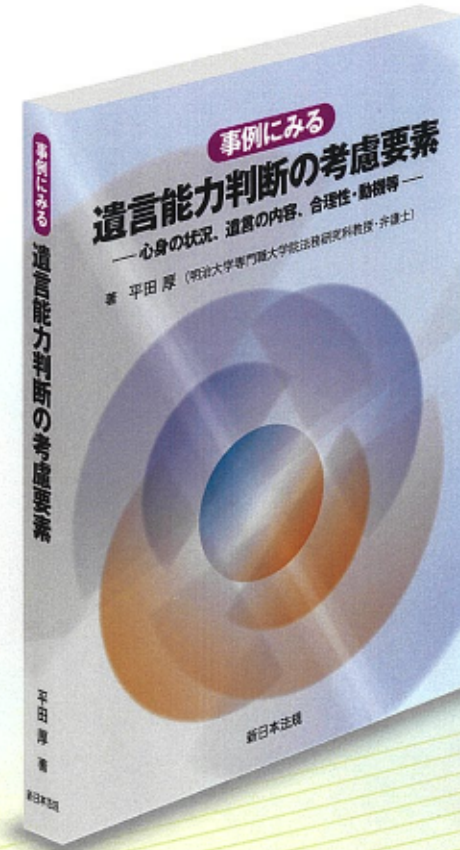
第2 遺言能力が認められなかった事例

No.	裁判所 判決年月日	スケール 重複	スケール の点数	スケール 以外も重複	内容の 単純性	動機 の合理性	後見審判 等の影響	遺言の 種類	ページ
[21]	東京地裁 平22・7・15	○	HDS-R 20+11	○	—	×	○	公正 証書	79
[22]	高知地裁 平24・2・29	×	HDS-R 13	○	○	×	○	公正 証書	82
[23]	東京地裁 平25・1・15	○	HDS-R 12+4	○	○	×	×	自筆 証書	86
[24]	神戸地裁 尼崎支部 平26・3・7	×	HDS-R 13	○	—	—	—	公正 証書	89
[25]	東京地裁 平27・1・21	×	HDS-R 14	○	○	×	×	自筆 証書	92

事例にみる 遺言能力判断の考慮要素

— 心身の状況、遺言の内容、合理性・動機等 —

著 **平田 厚**
(明治大学専門職大学院
法務研究科教授・弁護士)



判断の決め手となった
考慮要素を知るなら
この一冊！

◆インデックスにより、探したい裁判例を
容易に検索できます。

◆裁判所の判断の基本となる5要素に着目
し、考慮された事情を整理・解説してい
ます。

B5判・総頁292頁
定価4,290円(本体3,900円) 送料460円
ISBN978-4-7882-9202-4

0120-089-339 (通話料無料)

受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



詳細はコチラ!

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!
〈電子版〉
定価 3,960円(本体3,600円)

〔10〕長女と二女ら（二女と養子で二女の夫）との間で、5通作成された遺言が有効か無効か争いとなった事案で、MMSEは17点であったものの、鑑定書で軽度との診断が記載されており、遺言の内容は一貫しており、長女にも遺産を分けてあげたいと考えたとしなくても不自然ではないとして、全ての遺言が有効と判断された事例

（東京地判令2・8・13（平30（ワ）38256）

考慮された事情

①心身の状況	亡Aについては、本件鑑定書（平成29年5月2日付け）において、混合型認知症を有しているがその程度は軽度とされており、亡Aの混合型認知症においても、症状が進行する可能性はあっても改善する可能性はないことと併せて考慮すれば、本件鑑定書作成時より前の本件遺言5作成時ないしはそれ以前の遺言作成時においても亡Aの遺言能力に問題があったとは認められない。
②遺言の内容	本件各遺言は、作成時期が異なるにもかかわらず、本件駐車場については本件各遺言全てにおいて、Cビルについては本件遺言2ないし本件遺言5において、いずれも反訴被告に相続させるとの内容で一貫している内容であった。
③合理性・動機	亡Aが、一方では家業を守っていくことを大事と考えていても、本件各遺言作成時に反訴被告に遺産を分けてあげたいと考えたとしなくても不自然なことではない。
④スケールの実施	遺言2作成の4か月後、遺言3作成の4か月前のMMSEの結果は17点であった。

裁判所の判断

①心身の状況

亡Aについては、本件鑑定書（平成29年5月2日付け）において、混合型認知症を有

〔54〕遺言作成の3年前からHDS-Rが9～11点と低く、問題行動などの周辺症状が出ている状態で、既に遺言作成の2年4か月前には任意後見監督人が選任されて任意後見契約が開始していた事案で、遺言内容は単純なものであるものの、遺言者は遺言の意味を理解する能力を有していなかったと判断された事例（東京地判令元・9・24（平29（ワ）17992等）

考慮された事情

①心身の状況	亡Aは、本件第3遺言作成時において、およそ遺言という法律行為の意味を理解する精神的能力を有していなかったと認められる。
②遺言の内容	全遺産を相続人らで等分に相続させるとするものである。
③合理性・動機	言及なし
④スケールの実施	遺言作成の約4年前のHDS-Rは17点、3年前は9点、2年6か月前は11点、9か月前は10点であった。
⑤後見開始審判等	遺言作成の2年4か月前、本件任意後見契約に基づいて、任意後見人をY ₁ 、任意後見監督人を〇〇弁護士とする任意後見が開始された。

概要

当事者	A（被相続人、遺言者） X（原告・反訴被告：Aの子） Y ₁ ・Y ₂ ・Y ₃ （被告・反訴原告：Aの子）
遺言年月日	平成28年2月9日：自筆証書遺言
〇・〇・〇	A、出生（生年月日不明）
平19・9・25	A、公正証書遺言を作成（争いなし）
平22・10・22	A、公正証書遺言を作成（争いなし）
平22・10・22	A、Y ₁ を受任者として任意後見契約
平24・3	HDS-R 17点
平25・2・5	HDS-R 9点

平25・8・15	HDS-R 11点
平25・10	A、任意後見監督人が選任され、任意後見契約開始
平25・11～	A、デイケアに通所
平26・7～	A、Y ₁ と同居
平27・5・15	HDS-R 10点
平27・8・3	A、要介護3の認定
平28・2・9	A、自筆証書遺言を作成
平28・7・4	A死亡

裁判所の判断

①心身の状況

亡Aは、本件任意後見が開始された平成25年10月の時点において、中程度ないしやや高度のアルツハイマー型認知症の状態にあり、日常生活活動に関する判断能力が著しく低下し、金銭の管理や買い物等の日常的な経済活動を介助なしに単独で行うことは困難な状態にあり、こうした状況が回復、改善することなく（むしろ徐々に悪化していったと認められる。）本件第3遺言作成時に至ったと認めることができる。（中略）そうすると、亡Aは、本件第3遺言作成時において、およそ遺言という法律行為の意味を理解する精神的能力を有していなかったと認められる。

〔80〕遺言作成時に94歳と高齢でアルツハイマー型認知症であり、遺言作成の前には短期記憶や見当識に欠けることがあり、徘徊、物盗られ妄想、尿失禁、不適切な着衣等の症状が見られ、本件遺言の内容が相続人によって取得することになる遺産の種類が異なっている上、相続人が取得することになる本件マンションの共有持分割合が3名とも異なっており複雑な面を有すること等の事情を総合すれば、遺言能力はなかったものと認められた事例

（東京地判令2・11・9（判令（ワ）22267等）

考慮された事情

①心身の状況	アルツハイマー型認知症であり、本件遺言作成の前には短期記憶や見当識に欠けることがあり、徘徊、物盗られ妄想、尿失禁、不適切な着衣等の症状が見られた。
②遺言の内容	相続人によって取得することになる遺産の種類が異なっている上、相続人が取得することになる本件マンションの共有持分割合が3名とも異なっており、複雑な面を有する。
③合理性・動機	原告らは、Aの母親としての愛情が反映された、Aでなければ思いつかないような内容となっている旨主張するが、Aと被告との関係が悪かったことを認めるに足りる証拠はなく、同主張は採用できない。
④スケールの実施	該当なし
⑤後見開始審判等	該当なし

なかったなどとして、本件遺言の記載には事実でない部分がある旨主張する。確かに、原告X₂は、その家庭の事情等から、Aの世話を原告X₁や被告Yと同程度に行っていたものではないが、上記記載はAの心情についてのものであり、同記載がAの心情に明らかに反するものであるとは認められない。

④スケールの実施

該当なし

⑤後見開始審判等

該当なし

コメント

本事例においては、遺言者が、有料老人ホームに入所し、アルツハイマー型認知症の症状が継続して見られた状態で、その後の平成27年11月11日に自筆証書遺言を作成したものである。

遺言作成前後にHDS-Rなどの認知症スケールは実施されていないため、心身の能力低下の状況については、認知症の中核症状である短期記憶や見当識に欠けることがあり、徘徊、物盗られ妄想、尿失禁、不適切な着衣等の症状が見られたとされている。そして、遺言の内容が相続人によって取得することになる遺産の種類が異なっている上、相続人が取得することになる本件マンションの共有持分割合が3名とも異なっており、全部の遺産を一人の相続人に相続させる等の遺言と比較して、より複雑な面を有すること等の事情を総合すれば、Aの遺言能力はなかったものと認められ、本件遺言は無効であるとされた。

以上のように、本件遺言は、心身の状況、遺言の内容、遺言作成の動機のいずれの面からしても、認知症スケールを実施していないにしても、その有効性について疑問が生じるものとなっており、遺言の有効性を否定できる事案だったといえる。

遺言年月日	平成24年2月9日：自筆証書遺言（遺言1） 平成26年3月13日：自筆証書遺言（遺言2） 平成26年11月6日：自筆証書遺言（遺言3） 平成26年12月11日：自筆証書遺言（遺言4） 平成27年7月12日：自筆証書遺言（遺言5）
昭2・〇・〇	A、出生（遺言時84～88歳）
平14・11・5	A、B死亡により、反訴原告らと同居
平15・9・29	A、公正証書遺言を作成
平20・1・21	A、上記公正証書遺言を全部撤回して反訴原告らに相続させる公正証書遺言を作成
平24・2・9	A、遺言1を作成
平26・3・13	A、遺言2を作成
平26・7・3	MMSE 17点、アルツハイマー型認知症の診断
平26・11・6	A、遺言3を作成
平26・12・11	A、遺言4を作成
平27・7・12	A、遺言5を作成
平28・12・11	A、介護付有料老人ホームに入居
平29・3・9	後見開始審判の申立て
平29・7・18	保佐開始審判
平30・7・22	A死亡

裁判所の判断

①心身の状況

亡Aについては、本件鑑定書（平成29年5月2日付け）において、混合型認知症を有